

仕 様 書

1 業務名

京都市地球温暖化対策条例の見直し及び次期京都市地球温暖化対策計画の策定に係る調査業務

2 目的

本業務は「京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）」に掲げる削減目標年度の1つであり、現行の「京都市地球温暖化対策計画」の年限でもある、2020年度が近づく中で、条例の見直し及び次期計画の策定に向けた議論を行うための基礎調査等を行うものである。

3 業務内容（実施方法等については、提案に基づき協議のうえ決定する。）

(1) 温室効果ガスの削減シナリオの作成

- ・ 2030年度の削減目標や、目標達成のための施策などの検討を行うため、社会情勢の変化、技術革新などを踏まえ、2030年度の温室効果ガス排出量の将来推計を行い、2050年度の温室効果ガス排出量実質ゼロの達成も見据えた、2030年度までの削減シナリオを作成すること。
- ・ 削減シナリオは、現状維持シナリオ、現行条例の目標である1990年度比40%減を達成するシナリオ及び「IPCC1.5℃報告書」の内容を踏まえた削減目標を達成するシナリオの、少なくとも3つのパターンを作成することとし、それぞれ、想定する電源構成、部門毎の削減量を明らかにすること。

(2) 論点の提案

(1)のシナリオに基づき、2030年度の削減目標の達成、さらにはその先の2050年度の温室効果ガス排出量実質ゼロを達成のために、国の中長期的な計画などとの比較から、特に既存の施策の深掘りや新たな施策が求められる分野を明らかにし、条例の見直し及び次期計画の策定の議論を進めていくうえでの主な論点について提案すること。

(3) 調査及び施策の提案

- ・ 今年度7月、11月及び2月に開催を予定している、本市の附属機関である「京都市環境審議会地球温暖化対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）」に出席し、そこでの議論を踏まえた調査及び施策の提案を行うこと。
- ・ 提案する施策は、環境省の提唱する「地域循環共生圏」の理念や、「同時解決」の視点も踏まえたものとする。

(4) バイオマスに係る調査

- ・ 2030年度のバイオマス利用率の目標を検討するため、2016年度のバイオマス利用率の情報を基に、民間リサイクルの動向や市内でのバイオマス利用状況等を踏まえ、2030年度のバイオマス利用率目標について提案を行うこと。

- また、2030年度までのバイオマス活用の促進に向けて、京都市の都市特性を踏まえ、効果的であると考えられる施策を提案すること。

4 中間報告

3の業務については、推進委員会の議論の基礎資料とすることから、次の表のとおり成果物及び提案の中間報告を行うこと。

		推進委員会	業務(1)	業務(2)	業務(3)	業務(4)
令和元年	7月					
	8月	第1回				
	9月		中間報告①	中間報告①		
	10月					
	11月	第2回	↓第2回を受	↓第2回を受		
	12月		↓けて修正	↓けて修正	中間報告①	中間報告①
2年	1月		中間報告②	中間報告②		
	2月	第3回	↓第3回を受けて修正			
	3月		最終成果品提出			

5 契約期間

契約締結の日から令和2年3月31日（火）まで

6 最終成果品

業務内容についてとりまとめた報告書について、電子データ（CD-R）1部と紙媒体1部（A4サイズ）を作成し、提出すること。

なお、電子データについては必ずウィルス対策を行い、CD-Rのラベルに、①使用したウィルス対策ソフト名、②ウィルス定義年月日、③チェック年月日を記載すること。

7 留意事項

- 業務の実施に当たっては、着手前に本市職員と十分に協議したうえで、その指示に従うこととし、円滑な業務遂行に努めること。
- 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、両者協議のうえ、これを定め、協議が整わない場合は本市の定めるものとする。
- 本市が提供した資料及びデータ等については、他への流用を一切禁止する。また、本業務が終了した時点で、紙媒体の資料は速やかに返却し、電子媒体のデータ等は速やかに抹消すること。